

後を絶たない米軍戦闘機の緊急着陸及び滑走路閉鎖に伴うF-15戦闘機によるフレア放出に対する意見書

去る1月15日午前10時25分頃、米軍嘉手納基地において、F-15戦闘機2機がほぼ同時に1本の滑走路に緊急着陸する事態が起きた。2機は滑走路上の緊急停止用ワイヤに機体後部のフックを引っ掛けるフックランディングで立て続けに停止し向かい合うように着陸した。停止に失敗すれば正面衝突の危険性もあった。

同基地では、戦闘機の緊急着陸が後を絶たない。その要因は、機体の老朽化のみならず整備点検の甘さにあると言っても過言ではない。また、北側滑走路では工事が行われ、南側滑走路1本での運用がなされている中、外来機の飛来も相次いでいる。日米両政府は、負担軽減のためF-15戦闘機の訓練移転を行なっていると言うが逆に被害は増大している。

そのような中、同事態直後の午前10時30分頃には、本町宮城海岸沖合（約600メートル沖）で、同基地所属のF-15戦闘機2機がフレアを放出した。放出の内容は、フレアを搭載していたF-15戦闘機2機が滑走路の一時封鎖直後に着陸をする予定が、着陸前に別のF-15戦闘機2機が機械的な問題が生じたのと油圧システムのトラブルを抱え緊急着陸し、滑走路が一時使用できなくなり、普天間飛行場にダイバート（目的地変更）を行うため、手順に従い、フレアを放出したとのことである。

目撃者によるとフレア放出時、サーフィンをしていた人もいた。同海域はサーフポイントとして注目を浴び、県内外から多くの人々が訪れる場所で、一歩間違えれば人命に被害を及ぼす重大事故になりかねない。一方、米軍からの回答は、フレアを放出した場所や高度（位置）について、運用上のセキュリティの観点から詳細は公表できないとのこと。地上若しくは洋上の安全を確認したかについてパイロットは、全ての運用において、厳格な安全手順に従っているとのことであるが、到底容認できるものではないと同時に、地元自治体や関係機関への連絡は2日後であり極めて遺憾である。

これまでも、事件や事故が発生するたびに米軍に対しては、速やかな通報体制を再三申し入れてきたにも関わらず、またしても米軍は詳細を公表せずに飛行訓練を再開したことに対して強い憤りを禁じえない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全、平穏な生活を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する要請する。

記

- 1 全ての軍用機の総点検を行い、整備点検を拡充させること。
- 2 具体的な予防措置を公表し、事故の再発防止策を講じさせること。
- 3 事故連絡の迅速化を図ること。
- 4 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、軍用外来機の飛来を中止させること。
- 5 軍用機の住民居住地域での飛行・訓練を中止させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年2月1日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長